

有料職業紹介返戻金制度に関する事項

ユービーサポート株式会社

休職者が入社後、専ら本人の責めに起因する事由により 3 ヶ月以内に退職したときは、その期間に応じ、以下の割合で、紹介者に支払われた人材コンサルティング報酬を返還するものとする。

記

1.	1 か月未満	:	75%
2.	1 か月以上～2 か月未満	:	50%
3.	2 か月以上～3 か月未満	:	25%
4.	3 か月以上	:	0%

但し、以下の場合は報酬返還は適用されない。

- ・ 求人者・紹介者間で合意した特別価格による紹介の場合
- ・ 求人者の理由に起因する退職の場合
- ・ 求人者の都合による解雇の場合
- ・ 求職者の死亡等、不測の事態による退職の場合